

お得意様各位

2025 年 5 月 30 日

タツタ電線株式会社

システム・エレクトロニクス事業本部

センサー&メディカル事業部



当社取扱い製品の該非判定について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当社が製造・販売する下記貨物関し、外国為替及び外国貿易法（外為法）によって 規制される品目及び技術について、下記の通り確認いたします。

敬具

記

1. 対象貨物：漏水検知システム

品名：CA-14, SP-1SF, PS-1

2. 該非の判定結果： 『2025 年 5 月 28 日施行政省令等改正対応』に準ずる。

- ① 「輸出貿易管理令」別表第 1 第 1 項～15 項（リスト規制品）に該当 しない
- ② 「輸出貿易管理令」別表第 1 第 16（キャッチオール規制）に該当する。（※1）
- ③ 「輸出貿易管理令」別表第 2 に該当しない。
- ④ 「外国為替令」別表に該当しない。
- ⑤ 大量破壊兵器等の開発等に用いられる恐れの高い貨物に該当しない。
- ⑥ 「米国輸出管理法」の米国再輸出規制に該当しない。（※2）

（※1）上記対象貨物は、「輸出貿易管理令」別表第 1 第 16 項において規制される製品です。キャッチオール規制の許可取得要件（客観要件、インフォーム要件）に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可が必要です。

（※2）米国輸出規制(Export Administration Regulations)等の適用を受ける場合がありますので、本製品を直接的/間接的に問わず再輸出する場合は、別途手続きが必要となる場合がございますこと、ご留意ください。

以上